

○件名：「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」に関する意見

○団体名：日本語教育機関関係 6 団体

○代表者名：(一財)日本語教育振興協会（理事長 佐藤次郎）

（一社）全国日本語学校連合会（理事長 荒木幹光）

（一社）日本語学校ネットワーク（代表理事 大日向和知夫）

全国専門学校日本語教育協会（会長 深堀和子）

（一社）全国各種学校日本語教育協会（理事長 佃吉一）

（一社）全日本学校法人日本語教育協議会（代表理事 江副隆秀）

## 意見

### ○日本語教師の資格について—10

制度化にあたっては、現在、告示基準上の教師要件を満たす者（以下、現在の有資格者）に不利益がないようにしていただきたい。

#### （1）新試験について

「報告」（p5.6）において、公認日本語教師を目指す者で、文部科学大臣が指定した指定日本語教師養成機関を履修し修了した者には筆記試験①（日本語教育の実践につながる基礎的な知識）を免除することが記載されているが、現在の有資格者に対しても筆記試験①を免除していただきたい。

#### （2）教育実習について

告示校での実務経験が一定以上の者については、教育実習を免除していただきたい。

### ○日本語教師の資格について—11

「報告」（p8.11）において、「公認日本語教師の資格を取得する動機付けについても今後検

討を行う必要がある」とのことであるが、資格取得におけるハードルを課すだけでなく、処遇改善等、公認日本語教師について国が実施する施策の検討を是非行っていただきたい。

## ○日本語教師の資格について—10 及び日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて—4 (2)

「報告」(p8.10)の「一定年数以上働く等、実践的な資質・能力の確認方法について」、また、「報告」(p10.4(2))における「十分な移行期間」について、検討を行う際には、日本語教育機関関係6団体をはじめ告示校の現場の意見を考慮していただきたい。

## ○日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて—4 (2)

(1)「報告」(p10.4(2))において、類型「留学」の「審査項目(案)」に「法務省告示基準との接続については今後要検討」とあるが、その検討の際に、学校教育と語学教育(日本語教育)の違いの議論をしっかりと行った上で、審査項目を検討していただきたい。

(2)「報告」(p10.4(2))において、類型「就労」の審査項目は、「他類型の審査項目や関係省庁との調整状況も踏まえつつ、産業界等のニーズも把握した上で今後要検討」となっているが、来年1月の法制化の段階では、他の類型と共に法制化していただきたい。

また、類型「就労」の議論をする上では、技能実習生や特定技能人材等への日本語教育や日本社会適応教育に、告示校を活用していただく制度設計をお願いしたい。

## ○日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて—5

「報告」(p11.5)において、「文部科学大臣又は一定の知見を有する機関として文部科学大臣の指定を受けた第三者機関」とあるが、告示校の現状に精通した者が審議を行い、現状に即した基準を作成し、審査が行えるようにしていただきたい。

また、「報告」における第三者機関は、審査・認定の機能だけを想定しているようだが、支援・振興の機能も必要であると考えます。告示校に対する支援を推進するための組織の在り方については今まで十分な議論がなされていないので、今後検討を進めていただきたい。

## ○日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて—7

「報告」(p11.7)において、具体例で挙げている支援以外に下記についても検討していただきたい。

- 「公認日本語教師等に対する研修機会の充実」とあるが、「公認日本語教師」に限定せず、認定機関で働く公認日本語教師ではない日本語教師に対する研修機会の充実への支援
- 第8回協力者会議「認定日本語教育機関への支援について(案)」に記載されていた類型「生活」認定日本語教育機関の整備を行う都道府県等に対する費用支援
- 認定機関が第三者評価を円滑に受審できるよう受審費用の負担軽減のための支援

## ○日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて—8

「報告」(p11.8)において、「日本語教育機関として認定を受けるための手続きについて簡素化を図ることも必要であり、今後関係省庁とも調整しながら制度設計を実施する必要がある」と記載されている通り、専門学校や各種学校は、すでに、所管は各都道府県になっており、第三者機関の審査を重複して受けるような、屋上屋を架す制度はやめていただきたい。

以上